

令和5年度第1回鳥取県障害者施策推進協議会（6月30日）

（中嶋課長補佐） 鳥取県障がい福祉課長の中野より御挨拶のほう申し上げたいと思います。

（中野課長） 皆さんこんにちは。障がい福祉課長の中野と申します。本日はお忙しいところお集りいただきまして、誠にありがとうございます。本年度第1回目の協議会となります。コロナ禍でしたので、なかなか集るような形での開催が難しい状況でありました。昨年度は書面での開催とさせていただきましたが、このたびはリモートとこの対面での併用という形で開催をできたこと、誠にありがとうございます。本日は、今年度改定する予定としています障がい者プラン、こちらの骨子について御議論いただくとともに、また、障がいのある方々に大規模なアンケートを実施しましたので、その結果など、また、様々な施策についても議論をさせていただければと思います。本日は花島会長、あと、安達副会長に新たに御就任をいただきまして、会の開催をさせていただきます。お二方におかれまして、どうぞよろしく願いいたします。それでは皆さん本日はどうぞよろしく願いいたします。

（中嶋課長補佐） はい。障がい福祉課の中嶋です。そうしましたら、会議の開催に当たりまして、簡単に諸事項のほう説明させていただきます。まず、本日会議の配布資料でございますが、事前にお配りのほうしております議事資料1～5、それで読み上げのほうは省略させていただきますが、1からこの5つの資料のほうお配りしております。また、参考資料としまして2つ、1、2。それからあと、追加で資料のほう、これ国の障害者基本計画となりますが、こちらについてもお配りのほうさせていただいております。

次に発言をされる際のお願いを申し上げたいと思います。本日、手話通訳等情報保障が必要な委員の皆様がいらっしゃいますので、発言される際には、まず、お名前のほう名のっていただきまして、その後ゆっくりと御発言のほうお願いできたらと思います。なお、発言の途中でも内容に不明な箇所がある場合ですとか、発言のスピードが速い場合等がございましたら、遠慮なく挙手等でお知らせいただけたらと思います。先ほどもお話ありましたが、本日は対面とオンラインのハイブリットでの会議としております。オンラインで参加の皆様におかれましては、通常時は音声のほうミュートにさせていただきまして、御発言の際のみにミュートのほう解除いただきますようお願いいたします。

なお、本日は出席者名簿のほうお配りさせていただいております。それで、津村委員、川上委員、河村委員につきましては御欠席ということで記載のほうさせていただいておりますが、本日急用で安達賢委員と、あと、山岡英之委員、こちらの2名の委員におかれまして、本日は御欠席ということになります。なお、事務局としまして、私ども県の障がい福祉課以外にも子ども発達支援課、スポーツ課、特別支援教育課、精神保健福祉センター、中部総合事務所、西部総合事務所からも参加のほうしております。それでは早速議事に入りたいと思いますが、先ほどもお話ありましたが、会長、副会長につきましては、昨年度、書面での開催におきまして、事務局推薦者である花島委員を会長、安達美奈子委員を副会長ということで選任の賛否のほう皆様のほうに書面にて確認させていただきましたが、皆様、全員賛成ということで、改めて花島委員を会長、安達美奈子委員を副会長ということで御報告のほうさせていただきます。それでは議事に移りた

いと思います。以後の議事の進行につきましては、花島会長のほうにお願いできたらと思います。それでは花島会長よろしくお願いいたします。

（花島会長） 皆様こんにちは。鳥取大学の脳神経内科の花島と申します。このたび委員長仰せつかりました。昨年从前垣前会長から引き継ぎましたが、昨年は書面だけの会議でございましたので、今回、初めて皆様にお目にかかります。どうぞよろしくお願いいたします。ハイブリットで、このような形で皆様とお目にかかれて大変うれしく存じます。それでは早速議事に移りたいと思います。議事次第に沿って進めさせていただきます。それでは議題の（１）の鳥取県障がい者プランの改定（骨子案の検討）に移りたいと思います。事務局から御説明のほどお願いいたします。資料の２でございますね。

（中嶋課長補佐） はい。事務局鳥取県障がい福祉課の中嶋と申します。議題の資料の２鳥取県障がい者プランの改定についてを用いまして、私のほうから御説明のほうさせていただきたいと思ひます。画面でも共有のほうはさせていただいております。皆様も御存じのとおりかと思ひますが、本県では障害者基本法に基づく障がい者計画、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画、これら３つの計画を一括して鳥取県障がい者プランとして運用しております。障がい者計画につきましては９年ごと、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画につきましてはそれぞれ３年ごとに見直しを行うこととしておりまして、今年度、令和５年度はこれら全ての計画の見直しを行う予定としております。見直しに当たりましては、この施策推進協議会、そしてこれとは別に地域自立支援協議会がございますが、主にこちらのほうで内容のほう御議論をいただく予定としておりますが、この施策推進協議会では主に障がい者計画について御議論のほういただく予定としております。

本日の協議会では、この計画の見直しの進め方、あるいは見直しの方針、そして見直しに当たっての骨子案、こちらについて御議論、御説明のほうさせていただきたいと考えております。内容も多いので、若干ポイントのほう絞って、御説明のほうさせていただきたいと思ひます。まず、資料の２鳥取県障がい者プランの見直しの進め方についてです。先ほども申し上げましたが、今回の第１回の協議会で、このプランの改定の骨子案のほうの御検討をいただきたいと考えております。御意見を踏まえた上で、骨子案の確定をし、第２回目、予定ですと大体１１月前後ぐらいを予定しておりますが、こちらのほうで、計画の素案のほう事務局のほうからお示しさせていただきます。以後、御意見を踏まえながら素案の修正作業を行い、そして年末から年明けにかけてパブリックコメントを行いまして、２月に最終案策定、３月に確定、完成と、そういった流れで進めさせていただきたいと考えております。

続きまして３番のプランの見直しの方針等についてです。まず、（１）ですけれども、先ほども申し上げましたが、この施策推進協議会で主に御議論いただく障がい者計画についてです。こちらの計画の見直しは令和５年３月に改定のほうされました国の障害者基本計画、本日お配りしておりますけれども、こちらの計画。それで、こちらにつきましては、障がい者施策の基本的な計画として国が定めているものでございますが、こちらの内容をベースとしつつ、あとは近年の社会状況の変化など、そういったものを踏まえながら見直しを行っていきたくて考えております。内容としましては、最近の法令改正ですとか、昨年度ございました障害者権利条約に基づく国連勧告、

障がい者を取り巻く社会情勢の変化、また、県が重点的に取組を進めている施策等でございます。さらに、次の議題でも御説明のほうはさせていただきたいと思っておりますが、昨年度実施しました障がい者のニーズ・実態調査の結果、こうしたものを踏まえながら改定作業のほうを進めていきたいと考えています。

続きまして（3）その他です。こちらですが、行政計画の策定に当たりまして、昨年度、国のほうから効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイドというものが示されました。こちらは、効果的・効率的な計画行政を図っていくために、可能な限り計画の一元化を図っていくという方針の下で示されまして、鳥取県としましては、こちらの方針の趣旨を受けまして、これまでこの障がい者プランとは別に、個別に作成していましたが、具体的には、いわゆる工賃3倍計画、あと、障がい者アート計画、こちらのほうにつきまして、障がい児者に関する内容を総合的・横断的に作成しているこの障がい者プランのほうに一元化させていきたいというふうに考えております。

ただ、あくまで効果的・効率的な計画行政を図った上での対応でございますので、一元化することによって決して内容を薄くするというものではなく、必要な内容につきましては、このプランのほうに盛り込んでいきたいと考えております。なお、これらの一元化をする計画につきましては、これまでこの本協議会とは別の検討会で内容のほう御議論いただきまして策定してきたという経緯がございますので、ゆえに今回につきましても、計画内容につきましては、こちらの別の検討会のほうで御議論いただきまして、最終的にこの障がい者プランのほうに盛り込んでいく形で進めさせていただけたらというふうに考えています。

続きまして、4番障がい者プランの見直しの骨子案についてでございます。こちらが今回のメインの議題の内容になるかと思っております。まず、プランの基本理念、共に生きる社会の構築。基本目標、地域で安心して暮らす。地域で学び、働き、社会参加を推進する。共に暮らす社会への実現。こちらにつきましては、現在の計画と大きな変更はなく現在のものを踏襲していきたいというふうに考えております。

続きまして、（3）の総合的・横断的に反映する内容でございますが、障害者基本計画の内容、障害者権利条約に基づく国連勧告の内容、また、昨年度鳥取県のほうで制定をいたしました鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛づくり推進条例に基づく理念、こうしたものを踏まえながら、この資料の以下のほうに項目と内容で記載等させていただいておりますが、こうした内容が横断的・総合的に盛り込んでいく予定としております。

続きまして、（4）各分野ごとの施策へ反映する新規・拡充項目等についてです。障がい者計画では障がい関連施策の基本的な事項ですとか、取組内容について定めて記載のほうしておりますが、各分野ごとに分類をして記載のほうはしております。こちらにつきましても、従前から取り組んでいる内容につきましては引き続き、このプランのほうに位置づけをしつつ、今回の改定で新規または拡充で盛り込んでいく内容のほう、この資料で整理しております。こちらが具体的な骨子案のメインになるかと考えております。現在の計画では全部で9つの分野で分類、整理のほうしております。現在は9つで分類、整理をしておりますが、また後ほど説明のほうはさせていただきますが、今回の改定では10の分野に分類して、見直しのほう行いたいと考えております。

そうしましたら、各分野ごとの主な新規・拡充内容について、時間が限られておりますので、簡単に御説明のほうさせていただきたいと思っております。まず、1番生活支援相談支援体制の充実・強化についてですが、こちらのほうにつきましての新規・拡充内容の主な項目としましては、重度障がい児者の支援強化でございます。具体的には強度行動障がい児者への総合的支援、また、医療的ケア児者への総合的な支援というものを掲げております。次に2番保健・医療についてですが、こちらにつきましては、精神障がい者の地域移行に向けた多職種・多機関による連携の推進を上げております。次に3番安心・安全ですが、こちらは令和3年の災害対策基本法の一部改正によりまして、市町村における個別避難計画の策定の努力義務化されたことを受けまして、こうした避難計画の策定のさらなる推進ですとか、支援を進めていく、こういったことを上げております。次に4番情報アクセス・コミュニケーション支援についてですが、こちらにつきましては令和4年に情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法が成立したことを受けまして、さらなる情報アクセスの向上、支援・充実を図っていくということを掲げております。

次に5番生活環境ですが、こちら令和4年に鳥取県の福祉のまちづくり条例が昨年10月に改正されたことを受けまして、高齢者・障がい者がより利用しやすい施設の整備基準を策定していく、こうした施設の整備を進めていくということを掲げております。次に6番雇用・就業等についてですが、こちら令和8年度末までに、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられていくということを受けまして、さらに障がい者の雇用促進を図っていくということを掲げております。次に7番教育、スポーツでございますが、こちら2025年に開催を予定しておりますデフリンピック2025東京大会を契機とした障がい者スポーツのさらなる推進、こういったことを掲げております。次に8番文化・芸術活動です。こちらが今回新しく設定している項目となりますが、実は前回の計画では、7番教育、スポーツの中に文化・芸術活動ということで一括りにしておりましたが、今回、文化・芸術活動が別建ての項目として設定をするというところがございます。それで、内容的に大きく変わるということではございません。なお、こちらの項目につきましては、先にもちょっと御説明のほうさせていただきましたが、これまで個別に作成をしておりました障がい者アート計画、こちらの内容をこの項目に盛り込んでいく予定としております。

次に9番差別の解消及び権利擁護の推進についてですが、こちら令和6年4月に、民間企業の合理的配慮の義務化が施行されることに伴いまして、こうした合理的配慮の一層の推進ですとか、障がい者差別の一層の取組を進めていく、こうしたことを掲げております。最後に10番あいサポート運動の推進でございますが、こちら令和6年にあいサポート運動が15周年になるということを見据えて、あいサポート運動をより一層取組を進めていく、そうしたことを掲げております。あと、資料として参考として、令和3年度以降の主な関係法令の改正の状況について簡単に記載のほうをしておりますので、また御覧いただけたらと思っております。事務局からの説明は以上となります。

(花島会長) はい、中嶋さん、ありがとうございます。ただいまの事務局からの御説明について、各委員から御意見や御質問などございませんでしょうか。おありの方は手を挙げたりしていただければと思います。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。現地のほうも、特に手を挙げていらっしゃる方はいらっしゃいませんか。それでは議事の2番目に移らせていただきたいと思います。

ますがよろしいでしょうか。議事2の障がい者の実態・ニーズ調査についてに移りたいと思います。それではまた、事務局から御説明をお願いいたします。資料の3でございますね。

（東口主事） はい。事務局障がい福祉課の東口と申します。よろしくをお願いいたします。それでは私のほうから令和4年度福祉に関するアンケート調査（ニーズ調査）の実施結果について、御報告をさせていただきます。本協議会にも一昨年度、実施についてお諮りをさせていただきましたけれども、令和4年9月から65歳未満の県内の障がいのある方等を対象に実施してきました福祉に関するアンケート調査について、このたび、集計が完了しましたので御報告を差し上げます。本調査によって得られた分析結果は、市町村・関係部署等と共有し、今後の施策の検討等に活用していきます。なお、先ほど御説明いたしました障がい者プランのほうにも反映させていく予定としております。

まず、1を御覧ください。調査の実施方法等についてでございます。まず、実施方法についてですけれども、対象者といたしまして、障害者手帳や自立支援医療受給者証、特定疾患医療受給者証をお持ちの65歳未満の方、65歳以上の障害福祉サービス受給者等を対象に調査を実施いたしました。調査の方法ですけれども、在宅で生活している対象者の方に対しては、市町村を經由して御自宅に郵送、入院・入所者等については病院・施設等を經由して御本人さんにお渡ししております。なお、回答の方法ですけれども、原則御本人による回答をお願いしておりますが、御本人の回答が難しい場合については、家族又は介助者の方が御本人の意思をくみ取って回答していただくという形で実施いたしました。また、精神障害のある方については、障害者手帳や自立支援医療受給者証の取得割合が必ずしも高くないということから、精神科を有する医療機関に調査票を配架いただき希望者に調査協力をいただく形式でも並行して実施をいたしました。

続きまして2番送付・集計結果でございます。送付数については22,829部を送付いたしました。それで、そのうちの回収分として8,547部を改修しました。それで、回答率は37.4%でございます。引き続きまして3番の集計分析結果例のところでございます。まず、前回アンケート調査、平成26年度に実施いたしました調査との比較をしております。主な項目のみ、資料のほうに記載をさせていただきます。前回調査と同じ質問の回答結果を比較すると、以下のような特徴が見られたというところで、詳細については表で記載をしておりますけれども、そのうち特徴的なものとしましては、平均年齢については下がっている一方で、介助者の平均年齢は横ばい、平均支援区分は、障害支援区分は高くなっている。そのほか障害福祉サービスの利用者、一人暮らしやグループホームでの生活、一般就労が進んでいるということが分かりました。また、差別を受けたり、嫌な思いをしたことがある、又はたくさんあると回答した方の割合は減っております。

続きまして、(2)各質問項目に係るクロス分析（主な項目）ということで、各質問項目を完全に集計したものに加えまして、いろいろな質問項目を掛け合わせまして、例えば、障がい種別の方がどういった回答の傾向にあるといったことを分析したりをしております。まず、今後の障害福祉サービスの利用希望等に関する分析というものを行いました。その結果としましては、利用中サービスの年代別分析では、居宅介護、生活介護、グループホーム、施設入所支援を利用している方のうち、50歳以上の方が過半数を占めており、特に施設入所者については50歳以上の方

が7割を超えている状況でした。一方、短期入所については半数以上が35歳未満であり、相対的に若年層の利用割合が高いという結果が出ております。また、利用希望サービスの年代別分析では、生活介護等、施設入所支援、療養介護の利用希望が全年代的に回答数が比較的多く、現在使っており、引き続き使いたい又はすぐにでも使いたいという選択肢の回答割合も高い傾向にありました。

また、就労継続支援B型の利用希望数も他サービスに比べてかなり高く、18歳以上35歳未満の利用希望が多い特徴がございます。そのほか分析としまして、多くのサービス、65歳以上を除き、年代に比例して利用希望者数が増える中、短期入所（ショートステイ）の利用希望は18歳未満の方を除き、年代が上がるにつれて利用希望者数が減っているというような分析が出ています。続きまして、今後の一般就労の希望に関する分析というものを実施しております。現在、就労移行支援、就労継続支援A型、B型のいずれのサービスを利用している、いずれかのサービスを利用している者の分析では、全体として40%以上の者が今後一般企業等で仕事をしたいと回答しております。就労移行支援サービス利用者は約55%、就労継続支援A型では約30%、就労継続支援B型では約20%の方が一般企業等での仕事を希望しており、実際に支援環境等が整えば一般企業等で仕事ができると思うと回答をしておられます。

将来の暮らし（住まい）に関する分析では、現在の居住状況別の分析では、病院入院者を除き、現在の居住状況と同様の状態を希望する旨の回答が多くありました。また、現在の居住状況は、一人暮らし、家族同居、グループホームの方のうち、約4～8%が福祉施設、障害者支援施設や高齢者支援施設で暮らしたいと回答しておられます。一方、福祉施設入所者の方のうち、約6%が一般の住宅、アパートなどで一人暮らしをしたいと。逆に、17%の方が家族と一緒に暮らしたい、約5%がグループホームで暮らしたいと回答をしておられます。続きまして災害時への備えとして必要だと思うことについて分析をしております。障がい種別ごとの分析では、医療的ケアを要する児者は他の障がい種別の方に比べて、障がいのある方に配慮した避難場所の設備（トイレ、電源等）の選択肢を選んだ人の割合が、全体平均の約1.5倍になっているなど、いずれの選択肢においても必要であると回答した割合が高くなっております。また、障がいのある方に配慮した避難場所の確保、プライバシーの保護等の選択肢を選んだ方の割合を見ると、発達障がい者の割合が高くなっているという分析が出ております。

そうですね、クロス集計についてはこのほか、あと2つほどクロス集計をかけておりますけれども、別紙、そちらについては4その他に書いておりますけれども、今後、県ホームページに掲載をさせていただき予定にしております。上に戻りまして、自由記載欄でいただいた御意見なども大変数多く記載をいただき御意見をいただいております。こちら別紙に詳細の御意見のほうは掲載をさせていただいておりますけれども、この多くいただいた御意見、主なものを（3）のほうに記載をさせていただいております。そのような項目に分けて記載をしておりますけれども、例えば障害福祉サービス一般については、グループホームの充実といった点で多くの御意見をいただいております。また、多くの方から障害福祉サービス情報の周知ということで、どういったサービスがあるのか、また、どうやったらそのサービスを受けられるのかを教えてくださいという御意見を多くいただいております。また、手当や年金、助成金、仕事、就労支援についても、

多く意見をいただいております。仕事については一般就労するための支援をぜひ充実させてほしいといった御意見をいただいております。また、将来、住まいといった点で、親亡き後への支援、親亡き後への不安、またそれに対する支援、グループホームへの入居希望といったところも数多くいただいておりますし、災害対応、個別避難計画の作成、また、差別、障がいへの理解、成年後見制度に関する御意見も多くいただいております。先ほど少し触れましたけれども、詳細な調査結果については、今後、県ホームページに掲載をする予定であります。事務局からの説明は以上です。

(花島会長) はい、ありがとうございます。ただいまの事務局の御説明に対しまして、御質問や御意見がある方いらっしゃいませんか。手を挙げていらっしゃいますか。今本委員、どうぞ御発言ください。

(今本委員) 今本です。このアンケートですけれども、盲ろう者の回答があったのかどうか、気になっています。といいますのは、盲ろう者の回答が少ないのではないかと思うのです。そのアンケート自体、読むのが難しいという障害がありますし、また、サポートをもらわないと回答ができないので、そういう人がいない場合は、例えば家族でもサポートの方法が分からないという場合がありますし、それからプライバシーに関わる問題なので、支援をもらうのが恥ずかしいので返事しないというようなことが考えられると思うのです。そのようなことが考慮に入れられたかどうか、お尋ねしたいと思います。

(花島会長) はい、事務局、今の点に関してどうだったでしょう。

(東口主事) 事務局東口です。御回答いたします。まず、盲ろうの方からのアンケート回答数ですけれども、11件の回答を頂戴いたしました。あと、障がい等で回答が難しい方への配慮についてですけれども、例えば、視覚に障害のある方に対してですけれども、点字板の送付ですとか拡大文字での送付、そういったものも御希望によって御準備をさせていただきまして、実際に数件、点字板での調査票等の送付もさせていただきましたし、逆に点字での回答もいただいたりしております。以上でございます。

(花島会長) はい、ありがとうございます。どうぞ。

(今本委員) 今本です。点字の回答があったということはよく分かりました。墨字の回答もあるということでしょうか。

(花島会長) 事務局いかがでしょうか。

(東口主事) はい。事務局東口です。点字版の送付数に対しまして点字でお答えいただいた方の数っていうのは、実際はそれより少なかったです。点字版を送付させていただいた数より少なかったというところで、逆に点字版送付させていただいたけれども、墨字で御回答いただいた方もいらっしゃったのだらうと推測はするのですけれども、墨字で御回答いただいた方などについては、基本的には一般の方、知的障がいの方、身体障がいの方、精神障がいの方と合わせて集計をさせていただいておりますので、申し訳ございませんけれども、何件ということは現時点では御回答ができかねます。

(花島会長) はい、よろしいでしょうか。

(今本委員) 分かりました。

(花鳥会長) はい、ほかに何か御質問か御意見ある方いらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。それでは御質問がないようでしたら議題の3に移りたいと思います。障害者施策に対する意見に移ります。事務局から御説明をお願いいたします。資料の4でございますね。事務局御準備いかがでしょうか。

(中嶋課長補佐) 鳥取県障がい福祉課の中嶋と申します。そうしましたら、私のほうから資料4障がい福祉に関する施策についての意見について、障がい福祉課とあと、子ども発達支援課のほうから御説明のほうさせていただきたいと思います。こちらの内容につきましては、昨年度1月に書面による本協議会のほう開催をさせていただいた際に、委員の皆様からいただいた御意見に対する回答で、こちらのほう作成したものとなります。数も多いですので、若干ピックアップして、御説明のほうさせていただきたいと思います。

まず、ナンバー1です。山根美代子委員からいただきました御意見です。まず、1番ですけども、常時介護を必要とする障がい者への支援実績についてどうかという御意見いただきました。回答としまして、鳥取県では重度の障がい児者が安心して生活を送ることができるような支援制度を県単独で幾つか支援制度のほう設けております。内容としましては、人員配置基準、国の定める人員配置基準以上の人員を配置して手厚い支援を行う、そういった事業所に対しましてその運営費といいますか、人件費のほう支援をしているといった内容がメインとなります。内容としましては、こちらの今、投影させていただいております資料のとおりとなりますが、例えば重度障がい児者日中支援事業ですが、こちらの事業は生活介護事業所などで1対1相当の人員を配置する際の人件費のほう支援している事業となりますが、昨年度令和4年度の補助実績としましては、東部地区で4市町村、中部地区で5市町村、西部地区で6市町村、こういった実績になっております。それ以外の事業のほうがございますが、以下に記載のとおりですので、内容の御説明のほうは省略させていただきたいと思います。

(松本課長) 続きまして、私、子ども発達支援課松本と申します。よろしく願いいたします。私のほうからはナンバーの2、同じく山根委員様からの御意見について回答をさせていただきます。医療型ショートステイ先が不足しているということに対する御意見でございますけれども、御指摘のとおりでございます。県内の医療型短期入所を実施している機関7医療機関ございますが、まだまだ十分ではございません。引き続き確保できるように働きかけてまいりたいと考えております。併せまして、昨年度設置いたしました医療的ケア児等支援センターにおきまして、利用希望者の方と医療機関とのマッチングを行っていくことで解消をしていきたいと考えております。

(中嶋課長補佐) 続きまして、飛びましてナンバー5、同じく山根委員からの御意見で、ヘルパー事業所が利用者支援のために移動する際のガソリン代の支援ができないかといった御意見をいただいております。ヘルパー事業所が移動支援のために移動するためのガソリン代については基本報酬から支払われるものでございますが、この近年、最近の物価高騰によりまして事業所の経済的な負担が非常に大きくなっているといった事情がございます。こうした事情を踏まえまして、鳥取県としてはヘルパー事業所への燃料代を含む物価高騰に対する応援金を支給させていただいております。昨年度、この応援金のほう支給させていただいております。今年度も補正予

算のほうが成立いたしまして、今まさに支給の手続のほう行っているところでございます。

(松本課長) 子ども発達支援課の松本です。3ページ、ナンバー7、檜山委員からいただいた御意見でございます。県内の短期入所施設がなかなかない中で、東部特に少ないのではないかとということで、訪問看護ステーションのこすもすを今後短期入所施設として利用ができないだろうかという御意見でございます。現在、こすもすにおきましては生活介護、放課後等デイサービス、そういった事業をしております、最大定員12名となっているのですが、既にかなり手狭な状況でございます。また、周辺に空き地等も少なく、現状では事業の拡大は難しいのではというふうに考えています。

続きまして同じく檜山委員の御意見で、ナンバー8でございます。皆成学園から人手不足を理由に短期入所の利用を断られたということでございます。皆成学園職員、なかなか不足しております、お応えできていないという現状がございます。今後、地域の要請に応えられるように人員体制の拡充を図ってまいります。また、なおということになるのですけれども、障害者施設においても、障がい児の短期入所自体の受入れが可能というところもございますので、そういった選択肢も増やしながらかつて対応をしていきたいと考えております。

続きまして、おめくりいただきまして4ページ、諸家委員からの御意見になりますが、ナンバー10 新生児聴覚検査の体制を構築するに当たりまして、協議等の場を設置してもらいたいという御意見でございます。こちらにつきましては、きこえない、きこえにくい子どもの支援協議会を設置しております、今現在、実際に新生児聴覚検査の手引きの見直しを検討しておりますが、先だって月曜日になりますけれども、こちらの支援協議会のほうで御相談をさせていただいたところでございます、今後とも御意見も頂戴しながらそういった体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

(中嶋課長補佐) はい。鳥取県障がい福祉課の中嶋と申します。同じく諸家委員さんからいただきましたナンバー11の質問、防災対策の推進・感染症等への対策ということで、昨年5月に施行されました障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法に基づく情報伝達の在り方ですとか、どのような取組をされておられるのかといった御意見、御質問のほう、いただきました。まず、災害時における情報伝達の取組についてですが、災害発生時の情報伝達につきましては、現在あんしんトリピーメールですとか、あんしんトリピーナビによる文字情報による情報配信、情報発信のほうしております。また、令和3年度からは自然災害の中でも特に重要度の高い災害時におきましては手話通訳を添えて映像配信のほう行っております。

また、災害時に限らず、情報伝達の取組につきましては、例えば聴覚障がい者にとっての重要な手段でございます電話リレーサービス、こうしたものの利用促進ですとか、ちなみに鳥取県では利用者の利用料が無料となる地域登録というのを実施、全国で初めて実施しております。こうした取組の促進ですとか、視覚障がい者の情報取得・伝達を容易にするためのスマートフォンなどのICT機器の購入支援制度など、関係団体の皆様の御意見を聞きながらこうした取組を、情報アクセシビリティの向上のための取組を今進めているところでございます。事務局からの説明は以上となります。

(花島会長) はい、ありがとうございます。ただいまの県の回答につきまして委員の方々から

何か御意見がございますか。はい、今本委員どうぞ。

(今本委員) 今本です。盲ろう者の困難というのが3つあるのですが、情報が入らない、それから移動が難しい、それからコミュニケーションが難しいという3つのことがあるのですが、今の説明を聞いていて、遠隔手話サービスなど、この情報保障という、それはいいと思うのですが、盲ろう者の場合はまだそこまで、これを利用することもできませんし、その辺りも考えていただきたいと思います。盲ろう者はなかなか情報取得というのは非常に難しいので、それを考慮に入れていただけたらと思います。以上です。

(花島会長) はい、ありがとうございます。これに対して事務局いかがでしょうか。

(中野課長) はい。障がい福祉課長の中野です。今いただいた件で、直接盲ろうの方のところに触れた回答になっていなくて申し訳ありませんでした。盲ろうの方への支援については、今年の当初予算で盲ろうの方のコミュニケーション、実際の場所、盲ろうカフェが基本西部で今まで拠点があると認識をしていますが、それを中部や東部でも集まって触手話などで情報を交換したり、情報を入手したりする場所、機会というのが必要だと、盲ろうカフェみたいな形ですね。これは昨年度の要望でもいただきまして、我々としても本年度の予算をその部分を増額して、東部でも中部でもそういう集まる機会ができるよう、体制というか予算ですね、計上させていただいています。ぜひその予算を活用していただいて、定期的にお集まりいただいて、新しいニュースとか、コミュニケーションとかを取っていただく機会が増えればいいかなと考えておりますので、ぜひ予算の活用をいただければと思います。

(花島会長) 今のお答えに対していかがでしょう。今本委員、よろしいでしょうか。はい、それではお手を挙げていただいている山根委員、どうぞ御意見お話しください。

(山根美代子委員) 重症心身障害児(者)を守る会鳥取県支部の山根です。行政の皆様に回答たくさんいただきありがとうございます。重症児者に対しましてもいろいろな御支援をいただき、大変感謝しております。重症児者のことについての御意見をいただきましたけれど、1番の子ども発達支援課の障がい福祉課の方の御回答なのですが、その最後のほうの重症障がい児者医療ショートステイ整備事業の中に、東部がゼロで中部が2、西部が2というふうに医療機関の実績が載っておりますけれど、ここの医療機関というのは、2というのはどういう機関でしょうか。また、下のほうにも医療型短期入所実績機関、東部2、中部3、西部2とありますけれど、中部の場合は確かに機関はあるのですが、医療機関の2つは日帰りショートステイであり、泊を伴っていないショートステイであるのではないかなと思ひまして、もう1つの医療機関は1泊というふうな状態で、連泊ができない状態ではないのかなと思ひまして、その点のことがありまして、ショートステイというのが障がいの児者に対しても地域の中で生活していく中で一番大切なものではないかなと思ひます。そういう日帰りとか、1泊というのをもっと改善していただきたいなと思ひまして、そういうサービスのことについての御質問をいたしました。

(花島会長) はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょう。

(松本課長) はい。では、子ども発達支援課長松本です。まず実施機関、4医療機関ということで今回回答させていただいておりますが、まず、東部には県立中央病院、鳥取市立病院2病院ございますけれども、こちらについては実績がありませんので、ゼロになっております。それで

中部につきましては三朝温泉病院、藤井政雄記念病院、県立厚生病院の3医療機関がございまして、このうち、厚生病院はございませんでした。それで西部につきましては博愛病院、博愛こども発達・在宅支援クリニック、こちらのほうでの利用状況がございましたので東部ゼロ、中部で2、西部2となっております。

その中で日帰りにしか対応していない医療機関もございますけれども、例えば東部実績はございませんでしたが、県立中央病院でしたら2泊3日までの対応が可能となっております。中部につきましては三朝温泉病院、ただ、こちら者に限るのですけれども、1泊2日での対応は可能です。西部につきましては博愛病院とこども発達・在宅支援クリニック両施設とも児者につきまして2泊3日までの対応が可能となっております。こういった状況ではございますが、まだまだ十分ではございませんので、対象の医療機関を増やすこと、あるいは支援を充実していくことにつきましては引き続き努めてまいりたいと考えております。以上です。

(花島会長) はい、今の回答に対していかがでしょうか、山根さん。

(山根美代子委員) はい。ありがとうございます。大変たくさんの医療機関に御協力いただき、重症の濃厚な医療のある児者の支援に大変感謝しております。実はいろいろな病院を支援しているのですが、病院自体が通所というふうな状態ではなくて、病院のベッドの空きがあればそのショートステイを行うという状態の対応がほとんどではないかなと思っていて、そういう状態であると病院側としては空きがありませんので、今回は中止にさせていただきというふうな実態がありまして、そういうところをぜひ改善していただければなと思います。よろしくお願ひします。

(花島会長) はい、これに対して事務局いかかでしょうか。

(松本課長) 子ども発達支援課長の松本です。御意見頂戴いたしましたことを踏まえまして、医療機関と調整となっております。よろしくお願ひいたします。

(山根美代子委員) お願ひします。

(花島会長) はい、ほかに御意見はないでしょうか。

(諸家委員) よろしいでしょうか。

(花島会長) どうぞ、諸家委員、お願ひいたします。

(諸家委員) 鳥取県聴覚障害者協会諸家です。ただいま事務局からの丁寧な御説明ありがとうございました。情報アクセシビリティに関しまして、聞こえない私たちもかなり学習等必要だと考えております。この内容につきまして、今後はスマートフォン、インターネットという環境が必要なものが多くトリピーメール等も同様です。やはりスマートフォンが必要というところがあると思っておりますけれども、高齢者にとってはなかなかハードルの高いものであります。現在の私たちとしましても聞こえない人が集まる場所がありますので、その会で自分から情報を取りに行く方法というものも学んでいかないといけないと考えておりますが、実際今の方法といいますとやはりテレビになりますが、停電時はそれも使用が難しいですけれども聞こえる方であれば代用としてラジオという方法があります。また、聞こえない人はそのラジオは効果がありませんのでやはりどうしてもテレビというのは重要になってまいります。視覚的情報の取得方法ではやはりテレビが一番いいといひますか、分かりやすいものだと考えております。その辺り鳥取県のほう

としても、さらにテレビ、ケーブルテレビなども使っての情報発信というのを進めていただく、スマートフォンが使えない方にとってはその辺が大変ありがたいと思います。その辺どうか御検討いただけますでしょうか。

(花島会長) はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(中野課長) はい。障がい福祉課長の中野です。おっしゃっていただいたとおり、スマートフォン、タブレットの扱いがなかなか難しい御高齢の方にとってはテレビでの情報保障というのは非常に有益だと考えております。そういった方々がテレビで必要な情報を入手できるように県としても引き続きしっかり留意して対応していきたく考えています。以上です。

(花島会長) よろしいでしょうか。ほかの御意見ございますか。大丈夫でしょうか。お手を挙げている方いらっしゃいませんね。それでは次の議題に移らせていただければと思います。次は報告事項になります。令和5年度当初予算及び6月補正予算(案)における主な障がい福祉関係施策について移ります。事務局及びオブザーバーから御説明をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いします。

(中嶋課長補佐) はい。鳥取県障がい福祉課の中嶋と申します。そうしましたら報告事項ということで令和5年度当初予算及び6月補正予算(案)、これ案となっておりますが、本日は6月議会の議決となりましたので案が取れるかと思えます。予算における障がい福祉関係施策について主な4つの所属の事業をまとめました。こちらにつきまして内容も多くございますので簡単にピックアップのほうをしてそれぞれ障がい福祉課、子ども発達支援課、スポーツ課、特別支援教育課の順に簡単に御説明のほうさせていただけたらと思います。まず、障がい福祉課のほうから説明のほうさせていただきます。内容多くございますので、今回の6月補正で計上いたしました事業について御説明させていただきます。資料の6ページ御覧ください。特に今回の事業の中で先の議題のほうでも御説明させていただきましたけれども、今回の障がい者プランの関係も踏まえまして新規拡充項目として掲げている事業、こちらのほうがございますので、それを中心に御説明させていただきますと思います。

まず、20番新規事業として医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業でございます。こちらの事業は常時医療的ケアを必要とする方の地域生活を支えるため、常時看護職員を1名以上配置して支援を行うグループホームに対してその運営費の支援を行う事業でございます。続きまして21番、こちらも新規事業でございますが、とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業でございます。こちらの事業は強度行動児者やその家族が安心、安定した在宅生活を送ることができるよう、現在障害福祉サービスにつながっていない安定的な利用ができていない在宅の強度行動障がい児者が安定したサービス利用ができるように、県市町村そして関係機関が連携した支援体制を構築しましてそのサービス利用につなげていくための環境調整ですとか、支援方法の検討を行う、そうした体制をつくって支援につなげていくとそういった事業でございます。

続きまして、飛びまして25番手話言語条例発祥の地とっとり手話フェス開催事業でございます。こちらは手話言語条例の制定10周年と、あと手話パフォーマンス甲子園の第10回開催を記念いたしまして手話フェスタを開催するもので、こちらもこれまでは手話になかなか触れる機会がなかったそういった方々も含めた幅広い手話の魅力発信、さらなる手話の普及推進を図っていく、

こういった事業でございます。

最後に26番、こちらにも新規事業になりますが、精神障がい者の地域移行に向けた多職種・多機関連携推進事業でございます。こちらの事業につきましては令和2年度～令和4年度までの3年間西部地域のほうでまずモデル的に精神障がい者の地域移行に向けた多職種・多機関連携推進事業というものを行ってまいりましたが、こちらを全県的に、今までは西部のみモデル的に行ってまいりましたが全県的に展開をしてさらに精神障がい者の地域移行の支援体制を推進していくと、そういった事業でございます。障がい福祉課からの説明は以上でございます。

(松本課長) では、続きまして子ども発達支援課長松本です。子ども支援課の事業8ページからお願いいたします。このうち、拡充のありました事業、あるいは6月補正で新規計上された事業につきまして御説明をいたします。まず、8ページ3番障がい児者在宅生活支援事業になりますけれども、こちら障がい児者のニーズが高いものの障害者総合支援法等の対象にならないサービスにつきまして、県が独自に助成を行っております。その中で下に拡充としていますが丸の1つ目、2時間を超える看護師派遣に対しての加算ということで上限4,400円加算をする事業を創設いたしました。

続きまして2つ目の丸の部分なのですが、訂正をお願いいたします。黒ポツ、こちら補助対象年齢及び機器の拡大としておりますが、補助対象年齢の引き上げはできませんでして、削除をお願いいたします。今回できましたのが対象機器の拡大でございまして、具体的にはカチューシャ型骨伝導補聴器、軟骨伝導型の補聴器、そして補聴器用乾燥機、こちらが新たに対象となりました。続きまして9ページ5番の事業、発達障がい者支援体制整備事業ですけれども、エール発達障がい者支援センターにおきまして、発達障がい、兆候がある方、御家族の方を支援しておりますが、こちらエールに寄せられる相談のうち、大人の方からの相談が増えておりまして大人の発達障がいに対応する地域支援マネージャーを新たに1名追加いたしました。

最後、同じく9ページの一番下、7番医療的ケア児等の送迎支援事業なんですけれども、医療的ケア等の移動に係る保護者の経済的負担を軽減するために、タクシー利用料と看護師が付き添う場合の経費を助成いたします。併せまして、そもそも福祉タクシーが地域に少ないという事情もございまして地域の移動環境を整備するためタクシー会社が福祉車両を購入する場合に経費を助成することとしております。私からは以上です。

(若原係長) はい。失礼します。10ページ、11ページになります。スポーツ課の若原といたします。スポーツ課のほうです。スポーツを楽しめる環境の整備に引き続き努めていきたいと考えております。また、11ページの8番「東京デフリンピック」トップアスリート強化支援事業におきまして、先ほど障がい者プランのほうにもありましたが、2025年に開催されます東京デフリンピック大会に期待される選手の強化費等の支援、また、関係機関等と連携しまして鳥取県内含め、競技助成に努めていきたいと思っております。ここで、すみません。1つ訂正をお願いします。R5予算額が間違っております600万でして8を消していただけたらと思います。失礼しました。よろしく申し上げます。

(小谷課長) 特別支援教育課長の小谷と申します。よろしく申し上げます。12ページ、13ページになりますが、昨年度変更があった点の大きい事業について説明させてもらいたいと思

ます。13 ページのほう御覧いただけたらと思います。5 番ですが、特別支援学校における ICT 教育充実事業でございます。国が示す G I G A スクール構想により 1 人 1 台子供たちがタブレットを持って学ぶというような動きがあります。そういった中で特別支援学校においても子供たち一人一人の能力を最大限に発揮するためにそういった e ラーニング教材とか、そういったものを活用しながら効果的な進め方をしていきたいというふうに思っております。併せて同時双方向通信が可能なロボットおりひめを活用した病気療養児の遠隔教育を推進するという一方で、児童生徒の学習機会を保障することでありますとか、円滑な学校復帰を進めていきたいというふうに考えています。

6 番になります。手話で学ぶ教育環境整備事業でございます。ろう者とろう者以外が互いに理解し合う共生社会を目指すために、これまで学校のほうでも子供たちの学習教材として手話ハンドブックを活用しておりました。こちらについても今年度デジタル版を作成しておりますのでデジタル版での動画を見ながら手話を学ぶということを取り組んでおります。併せまして手話チャレといいまして、これは小学生対象なのですが、小さな検定、少し単語として言葉が幾つか並んだようなものも実施しております。また、手話普及支援員といいまして、これは学校のほうの要請に基づいて派遣しております。学校に派遣して手話に関する学習を深めいただくというようになっています。この学校と手話普及支援員をつなぐ役割として手話普及コーディネーターという方がおりますが、こちら 2 名でコーディネーター配置しておりましたが、1 名増で、東部・中部・西部それぞれに 1 名ということで配置して、今、さらに進めているところです。

併せて、先ほど障がい福祉課のほうから話もありましたが、手話言語条例 10 周年記念ということもあり、新たに手話ダンスでつながるといようなことで手話のアプリのほうも今、考えているところです。飛びまして 9 番です。これは 6 月補正になりますが、鳥取県特別支援教育推進計画スタートアップ事業としております。これは新規事業です。令和 4 年度に鳥取県初めて特別支援教育推進計画を策定しました。新たな課題に適切に対応するために全県的、中長期的な視点に立って計画的に特定支援教育を推進していこうというものです。具体的に言いますと、特別支援学校と、あと、小学校・中学校の特別支援学級、そして通常学級があります。ここ近年、発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒は、通常学級にも増えてきております。そういったことも踏まえて、全ての教職員が障がいに対する特性を理解し指導方法を工夫する力が求められていることから、研修を、もう常に必要なときに学べるような 1 つの研修サイトを作って、先生方に学んでいただきたいなというふうに思っているところです。あと、医療的ケアにつきましても県内の小学校にも準備期間を必要とする児童生徒が在籍するという実態がありますので、医療的ケアアドバイザーを派遣して、校内の支援体制でありますとか、各場面における助言等を行っていきたくと思っています。併せて、鳥大医学部のシミュレーションセンターを活用した高度医療的ケアに関する実技研修のほうの開催も考えているところです。以上です。

(花島会長) はい、ただいまの県からの御報告事項に関しまして、委員から御意見や御質問などございませんでしょうか。ございましたら御発言、お願いいたします。

(諸家委員) よろしいでしょうか。

(花島会長) どうぞ。

(諸家委員) 公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会諸家です。10 ページです。質問の前に確認をしたい、分からない部分がございますのでお尋ねしたいと思います。スポーツ大会開催等における鳥取県の魅力発信事業、県内で生まれ育った全国的なスポーツ大会というのは一体どのような大会でしょうか。お教えいただけますか。

(若原係長) はい。ありがとうございます。スポーツ課の若原です。この事業、大規模スポーツ大会開催等による鳥取の魅力発信事業からきております大会幾つかあるのですが、ここに上がっている事業名、障がいあるなしにかかわらず開催されている大会が載っています。例えば、スポーツクライミング大会であったりとか、鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会、また、ガイナーレ鳥取アウェイゲームを通じた鳥取の知名度向上事業など、鳥取県で開催されます様々な大会に対する事業の補助をしております。

(花鳥会長) ただいまの御回答に対していかがでしょうか。

(諸家委員) 分かりました。ありがとうございます。私はてっきりグラウンドゴルフのことだと思っていました。中部が発祥の地となっておりますので、グラウンドゴルフのことかなと思っていたのですが、今の御説明で分かりました。ありがとうございます。

(花鳥会長) はい、ほかに何か御質問か御意見ございませんでしょうか。

(諸家委員) 恐れ入ります。先ほど質問をし忘れておりました。改めまして諸家です。続きまして8 ページです。こちらの2 番に当たります。きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業、こちらの予算差引がゼロとなっております。令和4年の予算額、こちらには間違いはございませんか。この同額ということによろしかったでしょうか。

(松本課長) はい。子ども発達支援課長松本です。前年度の額で間違いございません。

(諸家委員) 金額は同じということによろしかったですか。

(松本課長) はい。そうです。

(花鳥会長) それではほかにはございませんでしょうか。では、ほかにありませんようでしたら、これまでの議事について、また、これ以外でも結構ですので、何かほかに御意見がある方いらっしゃいませんか。はい、諸家さんどうぞ。

(諸家委員) はい。再度失礼いたします。諸家です。11 ページのことで御質問です。こちらのまず、8 番目東京デフリンピックトップアスリート強化支援事業について、こちらの事業について御説明は分かるのですがけれども、当協会としましては、もしできましたらこのデフリンピックに関しての啓発、こちらも含めて行っていただきたいという意向がございまして、その辺り事務局サイド、どのようにお考えでしょうか。

(若原係長) はい。ありがとうございます。スポーツ課の若原です。デフリンピックの啓発につきましては、現在、スポーツ課と鳥取県聴覚障害者協会の理事長様、また、事務局長様はじめ一緒に今、19 市町村回らせていただいております。その中でデフリンピックの説明であったりとか、理解・啓発について市町村に説明をして回っているところでもあります。今後、デフリンピックの実行委員会も含めて関係機関と連携を取りながら、どのようにデフリンピックを理解・啓発していくのがいいのか、県内でできることも実施できたらなというところで考えております。以上です。

(諸家委員) 諸家です。ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

(花島会長) ほかに何か委員の方々から御質問ございませんでしょうか。山根様、手を挙げていらっしゃいますか。

(山根美代子委員) はい。

(花島会長) どうぞお話をください。

(山根美代子委員) はい。9ページの7番の新規の医療的ケア児等の送迎支援事業というふう
に新規に載っています予算は、これはどのような予算といたしますか、送迎と書いてありますけど、
これは学校の送迎なのか、ショートステイの送迎のことに関してなのか、どのような送迎なのか
お聞きします。

(松本課長) はい。子ども発達支援課長松本です。こちらの事業、少し詳しく御説明をさせて
いただきます。対象といたしましては医療的ケアが必要な児ということで、具体的に言いますと、
ストレッチャーとか、リクライニング式車いす等により移動が必要な医療的ケア児の方、これに
加えまして重症心身障害児者も対象にしているのですけれども、御自宅から医療機関に外来受診
ですとか、入退院、あるいは先ほどもおっしゃられました短期入所、そういった際にタクシーを
利用されたり、その際に看護師派遣もされたりする場合の経費などの助成をさせていただく事業
でございます。よろしいでしょうか。

(山根美代子委員) ありがとうございます。

(花島会長) よろしいでしょうか。

(山根美代子委員) はい。

(花島会長) それでは、ほかに何か御意見とか御発言がある方いらっしゃいませんか。
大丈夫でしょうか。何かございましたら、また事務局まで後ほどお伝えいただければと思います。
それでは、皆さんないようでしたら、本日は熱心に御審議いただきましてありがとうございます。
それでは、会議もこれで、少し時間は残しておりますが、終わりにさせていただければと思
います。この辺りで司会を事務局にお返しいたします。

(中嶋課長補佐) 事務局、鳥取県障がい福祉課の中嶋です。花島会長、進行のほうありがとう
ございました。出席の皆さんありがとうございました。そうしましたら、最後に障がい福祉課長
の中野のほうから終わりの御挨拶をさせていただきたいと思います。

(中野課長) 障がい福祉課長の中野です。本日はお忙しい中、お時間をいただきましてありが
とうございました。まず、障がい者プランについては骨子を御議論いただきまして、特段御意見
はいただきませんでしたので、これに沿った形で改定案を今後、詰めていきたいと思います。ま
た、改定案まで来ましたら、協議会のほうに提示をさせていただきたいと思いますのでよろしく
お願いします。そのほかいただいた御意見につきましても、今後の施策に生かしていきたいと考
えております。本日はどうもありがとうございました。

(中嶋課長補佐) はい。事務局中嶋です。そうしましたら、これを持ちまして令和5年度第1
回障害者施策推進協議会のほう閉会とさせていただきたいと思います。皆さん、長時間にわたり
お忙しいところありがとうございました。また今後ともよろしくお願いいたします。